

平成21年度第2回北海道男女平等参画審議会における 資料5 重点事項選定に係る意見論点整理

1 重点事項を選定するに当たっての観点

事前調査によりH22年度は、13項目の重点事項を選定した。
 昨年度より2項目多く選定しているが、何件でなければならないということはない。
 13項目を選定するのも良いし、多少、整理をして、平成22年度に関しては本審議会のスタンスを表現するなど、様々な方法がある。 <梶井会長>

2 論点

(1) 目標Ⅰ－2－(3)「社会における男女平等教育の推進」について

「社会における男女平等教育の推進」を目標Ⅰ－2－(2)「学校における男女平等教育の推進」にまとめるのか、それとも、それぞれ選定するか。

◆各委員の発言

白井委員	目標Ⅰ－基本方向2－施策の方向(2)に組入れても良い。
松田委員	現在の女性は、まだ結婚・出産で辞めざるを得ない環境が社会にはある。社会の中において刷り込まれた意識や慣習を改め、男女平等の意義を学ぶことが必要。家庭も含め、男女平等教育は学校と社会の両輪で行うことが重要であるので、是非重点項目に入れるべき。
須田委員	教育として掲げるのであれば、それは学校で良い。むしろ、社会における男女平等を推進させるのであれば、広報・啓発活動で良いと思う。リーフレットの作成、様々な研修など継続した広報活動が大事であり、特定の人に対する勉強会・講習会を開いたり、研修費の補助をするよりも、実効性がある。教育の面は、学校に特化し、広報を充実させる方が、実態に合っている。
梶井会長	ここの項目に関し、教育は学校に特化しておき、社会における男女平等教育の推進ということであれば、就労の場における男女平等の確保や地域社会における男女平等の確保という目標2に重なっているので、デートDV、特に若年層に対する教育をはっきり見せようということであれば、ここは学校における男女平等教育の推進だけを残し、他の部分を目指2にはどうか。

(2) 目標Ⅱ－3－(3)「再就業への支援」について

「再就業への支援」を重点項目として新たに選定するか。

◆各委員の発言

須田委員	今、必要な重点課題を考えるとしたら、就労の問題である。特に、子育て中の母親が就労するのはかなり大変であり、小さい子どもがいるだけで面接を受けられないとか、試用期間で働き始めたが、子どもが何度か熱を出して帰っているうちに首を切られてしまったということが多数ある。 中小・零細企業に対して、啓発活動や行政からの指導ができれば、女性の就労率をもう少し上げることができると思う。 現実に子育てや介護といった負担を家庭の中で強いられてしまっている女性が働けるようになるということが、今の不況の中では重点項目として良いと思う。 そこで、私は、目標Ⅱ－2－(2)仕事と生活の調和に関する意識啓発を選定したが、これは、一般的に意識を高めるというよりは、むしろ中小企業等の人達に女性を雇っていただきたいと主張していくことが大事であると思う。
梶井会長	今の時期を考えるなら、パートタイムの労働者と派遣労働者の待遇、特に母子家庭が大変貧困に陥っている状況であるので、目標Ⅱ－3－(5)パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備を選定した。須田委員の意見は、例えば、再就業への支援や職業能力開発の充実など、就労部分について、選定したと思う。
須田委員	就労支援、目標Ⅱ－2－(3)育児、介護の支援体制の充実も同じ理由で選定した。
梶井会長	目標Ⅱ－3－(3)再就業への支援は、誰も選定していないが、今の選定理由であれば、この項目も選定しても良いかもしれない。
植田委員	目標Ⅱ－3－(3)再就業への支援の意味がどういった施策なのか確認し、須田委員や梶井会長が選定した理由と合致すれば、この項目も該当するのではないか。

(3) 目標Ⅰ－3－(2)「女性の暴力等の根絶についての認識の浸透」について

目標Ⅰ－3－(1)「性の尊重についての認識の浸透」にまとめる。

◆各委員の発言

梶井会長	この項目を選定したが、大野委員と清水委員が重点として選定している目標Ⅰ－3－(1)性の尊重についての認識の浸透の項目で、女性の暴力の根絶についての認識の浸透も含まれていることから、目標Ⅰ－3－(2)を集約的にして表現してもよい。
------	--

第2次北海道男女平等参画基本計画体系図（目標Ⅱ－3 就労等における男女平等の確保を抜粋）

